

答申第 2 2 号

答 申

1 審査会の結論

平成 2 5 年 5 月 9 日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が平成 2 5 年 5 月 2 3 日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

(1) 異議申立人は、津市情報公開条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、平成 2 5 年 5 月 9 日付けで「防災無線の屋内用「戸別受信機」の仕入又は購入に関する全文書。」について、本件開示請求を行った。

(2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、次のもの（以下「本件公文書」という。）を特定した。

ア 支出負担行為回議書

イ 平成 2 0 年度防災継第 2 号津市地域防災情報通信システム（同報系）整備工事設計書

ウ 津市地域防災情報通信システム（同報系）整備工事仕様書

エ 入札指示書

オ 津市地域防災情報通信システム（同報系）整備工事図面

カ 津市地域防災情報通信システム（同報系）整備工事の公告期間の質問に対する回答について

キ 津市地域防災情報通信システム（同報系）整備工事の見積期間の質問に対する回答について

ク 支出負担行為回議書

ケ 工事請負契約の一部の変更に係る専決処分について

コ 設計変更について

サ 津市地域防災情報通信システム（同報系）整備工事変更設計書

シ 津市地域防災情報通信システム（同報系）整備工事変更仕様書

ス 津市地域防災情報通信システム（同報系）整備工事変更図面

セ 工事変更請負契約書

ソ 設計変更について

タ 工事請負契約書

その上で、本件公文書について、開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載し、平成25年5月23日付けで部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(ア) 開示しない部分

- a 個人の氏名、生年月日、住所及び性別
- b 建設廃棄物再資源化施設の名称及び住所

(イ) 開示しない理由

- a 個人の氏名及び個人印の印影部分については、条例第7条第2号に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害すると認められるため。
- b 建設廃棄物再資源化施設の名称及び住所については、条例第7条第3号に該当し、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。

(3) 異議申立人は、平成25年6月11日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分を取消し、開示を求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

開示しない部分「建設廃棄物再資源化施設の名称及び住所」を公開しないのは、津市情報公開条例第9条の趣旨に反し、違法不当である。

4 実施機関の不開示理由説明

再資源化等をするための施設の名称及び住所は、条例第7条第3号に該当し、公開することにより当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、当該部分を開示しなかった。

5 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件公文書のうち開示しないとした「建設廃棄物再資源化施設の名称及び住所」の部分について争っている。

異議申立人は、当該不開示部分については、津市情報公開条例第9条の趣旨に反し、違法不当であると主張している。

このことから、以下、本件処分の条例第7条第3号及び第9条該当性につ

いて検討する。

条例第 7 条において、公文書は、原則開示すべきであるという原則公開の基本的枠組みが定められているが、その各号においては、開示することにより私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれが生ずるなど、不開示とすべき合理的な理由があるものを不開示情報として定めている。

一方、条例第 9 条は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、当該公文書を開示することができると定めたものである。

(1) 条例第 7 条第 3 号の該当性について

条例第 7 条第 3 号は、法人等又は事業を営む個人（以下「当該法人等」という。）が有する正当な権利利益は、当該法人等の事業情報を公にすることにより害されるべきでないことから、公にすると当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報を、いわゆる法人情報として不開示としたものである。

異議申立人が請求した本件公文書に対し、実施機関が行った本件処分における開示しない部分を見ると「建設廃棄物再資源化施設の名称及び住所」であるが、当該部分について、実施機関の意見陳述及び当審査会が行った聴取からは、本件公文書に記載されている情報は市と工事請負者の契約の情報ではなく、工事請負者と建設廃棄物再資源化に係る事業者との契約の情報の一部であり、これらの情報を開示した場合、工事請負者、建設廃棄物再資源化に係る事業者双方の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことであつた。

本件公文書を見ると、建設廃棄物再資源化に係る事業については、市と工事請負者による工事請負契約書の中で、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第 4 条の規定による書面により再資源化等をするための施設の名称及び所在地を明記することとなっているが、建設廃棄物再資源化に係る事業者間では競争があること、また、それら事業者のうち、どの事業者を選定するかは、工事請負者の任意に委ねられていることから、これらの情報の開示は、私企業間の取引関係を開示することとなり、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため、当該不開示部分は条例第 7 条第 3 項に該当すると考えられる。

(2) 条例第9条の該当性について

異議申立人は不開示部分について、第9条の趣旨に反すると主張しているが、不開示情報により保護される利益に優越する公益上の理由については特に主張しておらず、裁量的に明らかにする場合に該当するとは認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 7月25日	諮問書の受付
平成25年 8月27日	諮問案件の審議並びに実施機関からの口頭意見陳述
平成25年10月31日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	橋 本 陽 子
委 員	内 田 典 夫
委 員	白 石 友 行
委 員	若 林 たけ子